

農地中間管理機構関連農地整備事業の概要

1. 農地中間管理機構関連農地整備事業とは？

平成30年度からスタートした事業で、農地中間管理機構を活用することで農家の方々の負担金がゼロで農地の基盤整備が可能な事業です。

2. 事業要件は？

- ①農地中間管理権：事業対象農地の全てが農地中間管理権を有すること
- ②受益面積：事業対象農地（農地の合計面積）5ha以上
※事業対象農地を構成する各団地は0.5ha以上のまとまりのある農地
- ③設定期間：農地中間管理権設定期間が事業計画の公告日から15年間以上
※相続発生農地の場合は相続権利の半分を超える同意が必要です。
- ④集団化等：（1）事業対象農地の全てが担い手に集積され、完了後5年以内にその農地の8割以上を「まとまりのある農地」として担い手に集団化すること（機構の方針として設定）
（2）下表のAまたはBを満たすこと
- ⑤収益性：下表の4パターンのいずれかを満たすこと

⑤収益性		(1)	(2)
		販売額が20%以上向上する	生産コストを20%以上削減する
A	「担い手の経営面積の割合」及び「同一の担い手が経営する0.5ha以上の集約化した農地の割合」が50%ポイント以上増加する	【パターン1（基本）】 ○販売額20%以上向上	【パターン2（基本）】 ○生産コスト20%以上削減 ○米の生産コスト9,600円/60kg以下 ※上記○の両方を満たすこと
		【パターン3 ※下記○を3つ満たすこと】 ○販売額20%以上向上	【パターン4 ※下記○を3つ満たすこと】 ○生産コスト20%以上削減
B	「担い手の経営面積の割合」及び「同一の担い手が経営する0.5ha以上の集約化した農地の割合」が50%ポイント以上増加しない	共通事項 ○「現況農地が狭小不整形」又は「排水不良等」の農地が事業対象農地の過半を占める地域 ○「米の生産コスト9,600円/60kg以下」又は「高収益作物の生産額の割合が8割以上でその生産額が10%以上増加」又は「高収益作物の生産額の割合が5割以上でその生産額が50%以上増加」 ※高収益作物：野菜等のこと	

※担い手：認定農業者、認定新規農業者、市町村基本構想水準到達者のこと

要約すると、事前に農地の相続状況を調査すること、担い手が正式に貸借できる農地であることが前提条件となります。

また、整備後の農地では低コストの米や高収益の野菜等を作付する必要があります。

3. 事業の費用は誰が負担するのか？

事業の負担割合は、国：62.5%、県：27.5%、市：10%（**農家負担ゼロ**）で、事業主体は長崎県となります。
ただし、事業実施に必要な組織（土地改良区）の**運営経費等は別途必要**となる場合があります。

4. どのような整備が可能なのか？

主には**区画整理事業**（併せ行う暗渠排水、客土、用排水路整備なども含む）が可能です。

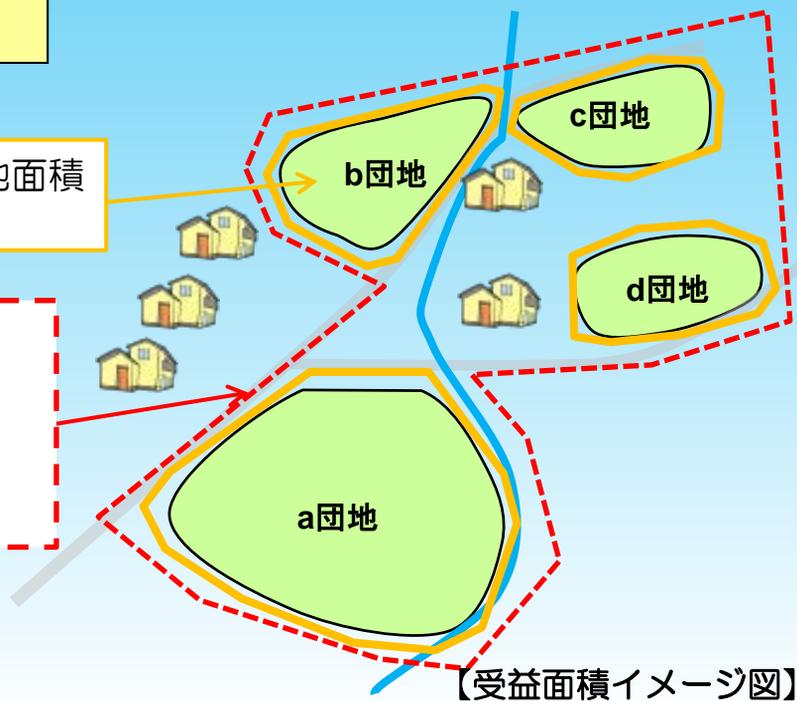
※区画整理事業を行う範囲であれば畑地かんがい施設も整備できる可能性があります（応相談）。

5. 受益面積のイメージは？

各団地の面積：まとまりのある農地面積で0.5ha以上

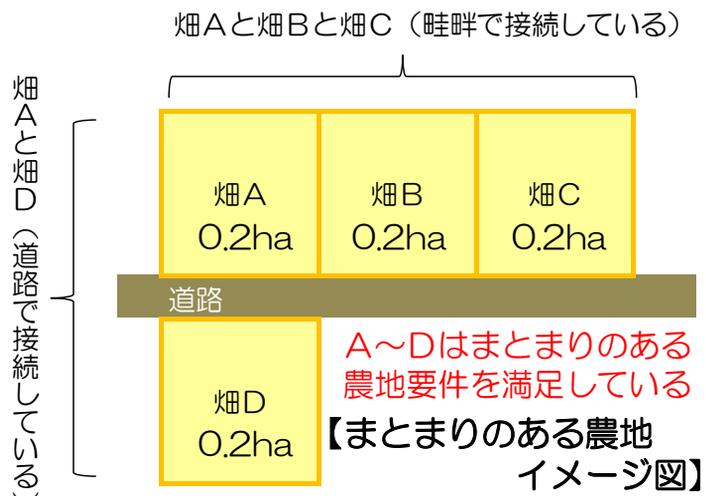
農地の合計面積（地区全体）：**5ha以上**

※大字単位または営農上の一体性があると判断される範囲が実施区域となります。



6. まとまりのある農地とは？

2筆以上の農地が畦畔や道路等で**接続している農地**を「まとまりのある農地」といいます。



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

【お問い合わせ先】

長崎県島原振興局土地改良課

島原市農林水産課

雲仙市農漁村整備課

南島原市農村整備課

TEL 0957(63)2964

TEL 0957(68)1111

TEL 0957(38)3111

TEL 0957(73)6663